

特定施設入居者生活介護の報酬・基準について

※ 本サービスの名称については、「特定施設入所者生活介護」としていたが、今回の制度改正により、「住まい」であることを明確にする観点から、「特定施設入居者生活介護」と変更したところであり、以下「特定施設入居者生活介護」と記す。

I. 特定施設入居者生活介護の現状と課題

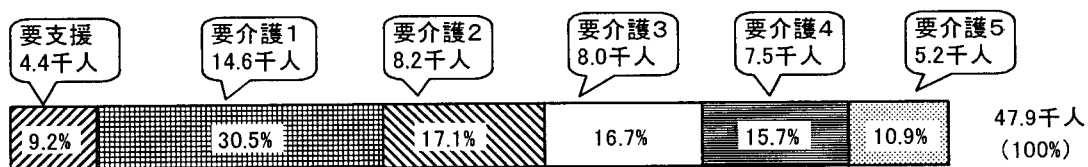
〈現行サービスの仕組み〉

- 介護保険制度においては、住まいと介護等のケアサービスをあわせて提供する「特定施設」が提供する介護サービスについて、「特定施設入居者生活介護」として保険給付の対象としている。
- 特定施設の範囲については、現行においては、有料老人ホームとケアハウスとされている。
- また、特定施設入居者生活介護については、管理者、生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者のほか、要介護者3人に対して1人の割合で配置された介護・看護職員が施設内で提供するサービスに対して、一日単位の報酬が設定されている。

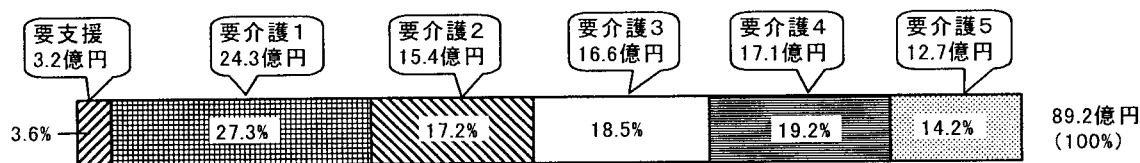
〈現行サービスの現状と課題〉

- 平成17年5月中の特定施設入居者生活介護の費用額は、約89億円であり、介護保険サービス費全体の1.6%である。利用者について、要介護度別をみると、要支援・要介護1の軽度者が40%、要介護4・5の重度者は27%である。費用額について、要介護度別にみると、要支援・要介護1の軽度者が31%、要介護4・5の重度者は33%である。

(受給者の状況)



(費用の状況)



出典：介護給付費実態調査平成17年6月審査分

〈現行サービスにおける課題〉

- 今後、都市部を中心に一人暮らしの高齢者や高齢夫婦のみ世帯が増えていくこと等を背景として、介護や日常の安否確認等のケアサービスと住まいとをあわせて提供する、いわゆるケア付き高齢者住宅へのニーズが高まっていくものと考えられる。
- このため、高齢期の住み替えニーズに対応し、自宅や施設以外の多様な住まいの選択肢を用意する観点から、介護保険の対象となるケア付き高齢者住宅である特定施設の範囲を拡大する必要があると指摘されている。
なお、こうした見直しと併せて、入居者保護の観点から、有料老人ホームについて、定義の見直しや一時金保全措置、情報開示の義務化などの制度的な見直しも併せて行うこととしている。
- また、早めの住み替えに対応する観点から、外部の介護サービス事業者との連携によるサービス提供も可能とするなど、サービス提供形態の多様化について検討することが必要と指摘されている。

Ⅱ. 特定施設入所者生活介護に関する法案審議等の概要

【参議院厚生労働委員会 山本孝史委員（民主）の確認質問に対する答弁（17年6月16日）】

- 尾辻大臣 高齢者の住宅政策等を所管する関係省・関係機関とも連携を図りながら、高齢者向け優良賃貸住宅など、専ら高齢者単身・夫婦世帯を対象とする賃貸住宅も、有料老人ホームやケアハウスとともに、介護保険の特定施設の対象に追加するなど、高齢者が安心できる住まいの拡充に取り組んでまいりたい。

【参議院厚生労働委員会 附帯決議（17年6月16日）】

- 小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの基盤整備及び介護施設の個室・ユニットケア化を推進すること。また、介護予防サービス及び地域密着型サービスを提供する事業所については、既存施設を活用するなど効率的な整備の推進に努めること。さらに、介護施設、グループホーム等の居住系サービス及び介護サービス付きの「住まい」の整備の在り方について、住宅政策との連携を図りつつ検討を行うこと。さらに、介護者の急病など緊急・突発的なニーズに対応できるよう、ショートステイを利用しやすいものに見直すこと。

社会保障審議会介護保険部会報告書（平成16年7月30日）

（居住系サービスの意義）

- 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためには、自宅生活が困難となった時の選択肢として、「施設」以外の多様な「住まい」を整備していくことが重要となる。
このため、有料老人ホームやケアハウスといった「居住系サービス」について、地域や入所者のニーズの多様化を踏まえ、以下のような体系的見直しを行うことが考えられる。

（「特定施設入所者生活介護」の対象拡大）

- 居住系サービスに対するニーズに対応するため、適切な介護サービスの継続的・安定的な提供が担保されていることを前提に、「特定施設入所者生活介護」の対象を現行の介護付き有料老人ホームやケアハウス等以外にも拡大することが考えられる。また、居住系サービスについては、痴呆性高齢者グループホームの制度的な位置づけも含め、体系的な整理を行うことが必要である。

(サービス提供形態の多様化)

- 入所者のニーズ等を踏まえ、居住系サービスにおける介護サービスや生活支援サービス提供形態について、現行のような「包括型」だけでなく、要介護状態になる前からの住み替えにも対応できるよう事業者間の連携による「外部サービス利用型」も認めるなど、その多様化を図っていくことが必要であり、こうした観点から基準・報酬設定の在り方についても検討すべきである。

(サービスの質の確保と利用者保護)

- 一方、こうした高齢者向けの住まいについては、入居一時金や表示の問題、介護サービス等の提供に関する契約の履行をめぐる問題も発生している。また、介護保険制度の創設により多様なサービス提供主体の参入が可能になったことから、無届の有料老人ホームやいわゆる「老人下宿」のような制度の隙間をついた劣悪なサービスも増加している。

居住系サービスの見直しに当たっては、上記のような規制緩和と併せて、契約内容等についての情報開示の徹底を図るとともに、利用者保護、公正取引の観点から適切な規制の在り方についても検討する必要がある。このような観点から、現行の老人福祉法における「有料老人ホーム」に対する規制について、その定義も含めた見直しを行う必要がある。

Ⅲ. 特定施設入居者生活介護の報酬・基準に関する論点

(特定施設の範囲の拡大)

- 特定施設は、現行、有料老人ホーム及びケアハウスが対象となっているが、これらに加え、高齢者が安心して住み続けることができる高齢者向けの賃貸住宅まで範囲を拡大してはどうか。
- この場合、消費者保護の観点から、行政の適切な関与や居住水準の確保が重要であることから、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」により都道府県知事に登録される「高齢者専用賃貸住宅」のうち、一定の居住水準等を満たすものを対象として追加することとしてはどうか。

(報酬の水準)

- 特定施設入居者介護の対象の拡大、サービス提供形態の多様化、さらに、在宅サービスの支給限度額や利用実績等を踏まえつつ、軽度者と重度者の報酬水準のバランスを見直すこととしてはどうか。

(早めの住み替えに対応するサービス形態の多様化)

- 現行の特定施設の基準・報酬は、特定施設内に、要介護者3人に対して1人の割合で配置された介護職員等により包括的に介護が提供されることを念頭に置いて定められている。
- 一方で、要介護状態になる前から終の住処を定めたいというニーズに対応する、「早めの住み替え」型の住まいについては、入居開始時には要介護者が少ないため発生頻度の予測が難しく、また、要介護者が現れ始めた段階では軽度者が多い等の特徴があり、現在の特定施設の基準・報酬で想定しているような介護サービスを全て内包化して提供するという方法は、必ずしも効率的ではないとの指摘がある。
- このため、多様な「住まい」の普及の観点からは、早めの住み替え型の住まいに関しても、より適切に対応できる、外部サービスの活用を念頭においた、新たな基準・報酬（別紙）を設定することが必要であると考えているが、どうか。

「外部サービス活用型」の特定施設入居者生活介護の基本的な仕組み

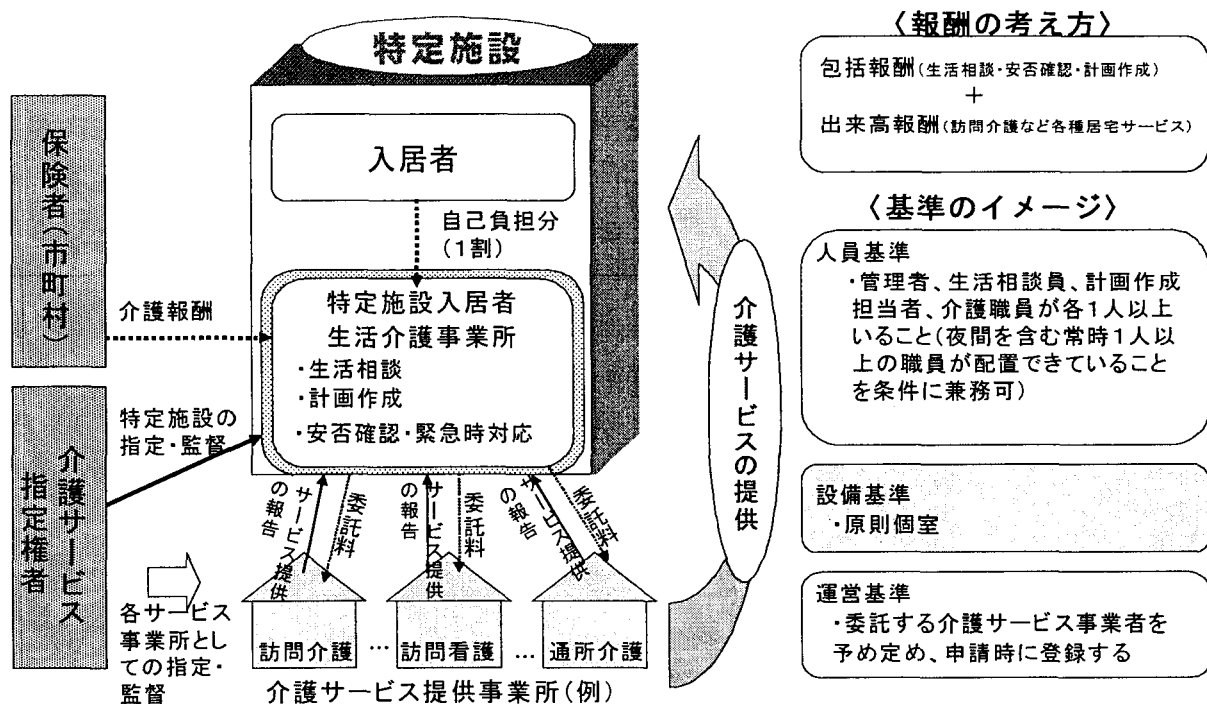
1. 基本的な考え方

- 要介護者が徐々に増えていく場合において柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、「特定施設入居者生活介護」の新たな類型として、現行のようにすべてのサービスを当該事業者の従事者が提供するという形態ではなく、
 - ①生活相談や介護サービス計画の策定、安否確認の実施は特定施設の従事者が実施し、
 - ②介護サービスの提供については、当該特定施設が外部のサービス提供事業者と契約することにより利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行うというサービス提供形態を可能としてはどうか。

- また、上記の場合において、特定施設を運営する事業者が、特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けることとし、訪問介護、訪問看護、通所介護については、あらかじめ委託先となる各介護サービス事業者を登録しておくこととしてはどうか。

- 特定施設入居者生活介護事業者と各介護サービス事業者の分担は次のように考えてはどうか。
 - ・ 特定施設入居者生活介護事業者が実施する業務は、①生活相談、②介護サービス計画作成、③安否確認、④外部の介護サービス事業所（訪問介護事業者等）と契約による介護サービス提供体制の確保。
 - ・ 各介護サービス事業所は、特定施設入居者生活介護事業者が作成する介護サービス計画に基づき、入居者にサービスを提供。
 - ・ 報酬の請求・受領は、特定施設入居者生活介護事業者が行う。各介護サービス事業所は、委託契約に基づき、特定施設入居者生活介護事業者から委託料を受け取る。

<外部サービス利用型のイメージ図>



<報酬の考え方>

包括報酬(生活相談・安否確認・計画作成)
+
出来高報酬(訪問介護など各種居宅サービス)

<基準のイメージ>

人員基準

・管理者、生活相談員、計画作成担当者、介護職員が各1人以上いること(夜間を含む常時1人以上の職員が配置できていることを条件に兼務可)

設備基準

・原則個室

運営基準

・委託する介護サービス事業者を予め定め、申請時に登録する

※介護サービス計画を基に委託先の各事業者が介護サービスを提供/特定施設入居者生活介護事業者はアレンジメント(手配)

2. 報酬に関する論点

- 介護保険給付対象のうち、
 - ① 特定施設内で実施する分(生活相談・計画作成・安否確認)については、基本部分として、一日当たりの定額報酬とし、
 - ② 実際の介護サービス実施に係る部分については、一定の限度額を設けた上で、加算部分としてサービスの提供に応じて出来高で積み上げることが考えられるが、どうか。
- この場合、基本部分、加算部分の報酬や限度額の設定について、次のような方法が考えられるが、どうか。

<基本部分の報酬の考え方>

- ・ 要介護者に対する生活相談、計画作成、安否確認等に要する費用を評価し、一日あたりの報酬を設定する。

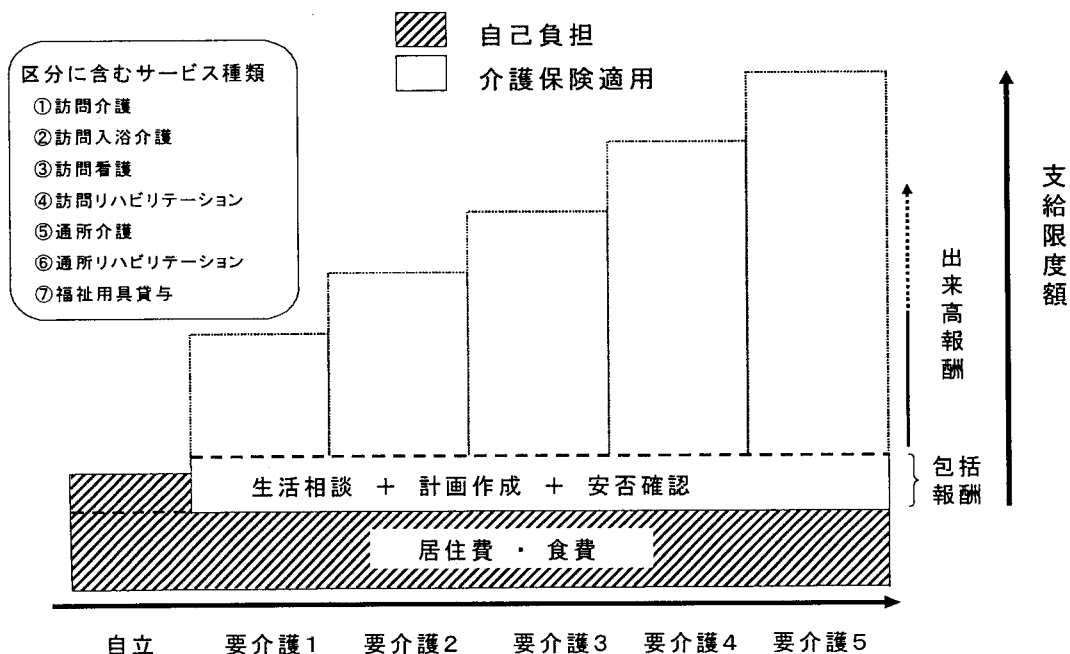
<加算部分の報酬の考え方>

- 各事業者にとっては、特定施設と契約することにより、当該特定施設の居住者について安定的なサービス供給を確保できるメリットがあるほか、訪問系のサービスについては、移動コスト等の節約により効率的な介護サービスの提供が可能であることから、このような特性を考慮した報酬を設定し、加算部分に適用する。

<限度額の考え方>

- 限度額については、在宅支給限度額と包括型特定施設の報酬額とのバランスを踏まえ、検討する必要がある。

<外部サービス利用型の報酬のイメージ図>



* 要支援者については、介護予防特定入居者生活介護の対象となる。

3. 基準に関する論点

<人員配置に関する考え方>

- 特定施設内には、管理者、生活相談員、計画作成担当者（介護支援専門員）、介護職員をおくが、夜間を含む常時1人以上の体制が確保される範囲内で兼務可としてはどうか。
- サービスの質の確保の観点から、要介護者の増加に応じて適切に人員を配置することが考えられるが、どうか。

＜設備に関する考え方＞

- 早めの住み替えに対応する施設であることを前提としていることから、一定の居室面積等の要件を満たすことを前提として、一時介護室、食堂、機能訓練室の設置について、柔軟な対応を可能とすることが考えられるが、どうか。

＜運営に関する考え方＞

- 利用者の安心の保証の観点から、医療機関との連携を要件とすることが考えられるが、どうか。

(4) その他

- 養護老人ホームの外部介護サービス利用型について、外部サービス利用型特定施設の仕組みが適用できるかどうかも含め、検討することが必要と考えるが、どうか。